

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

高知市孕西町二一〇番地

有限会社高知新聞美濃部販売所

清算人 美濃部茂正

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

福岡県福岡市博多区中洲五丁目三番八号ア

クア博多 wondering株式会社

代表清算人 中村 清隆

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

福岡市博多区那珂六丁目二番四一七〇一号

有限会社錦自動車工業

清算人 飯田 義則

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

福岡市中央区赤坂一丁目一三番一三番 赤坂

塚田ビル六階 株式会社ハイライトシーン

代表清算人 高森 慎司

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

長崎県小倉町三丁目四六番地三

株式会社菱輝

代表清算人 江口 明

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

大分市大在中央二丁目五番一〇号

有限会社フラワーポット

清算人 植田 麗子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

宮崎県宮崎市青島一丁目一六番四号

株式会社青島ランドホテル

代表清算人 富森 信作

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

沖縄県宮古島市城辺字福里九一六番地

有限会社沖西建設

清算人 西里 和彦

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年七月十六日福岡地方裁判所会津若松支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

福島県喜多方市熊倉町雄国字村中甲二三一

番地口 宗教法人親教雄国分院教会

清算人 弁護士 舟城 善貴

連絡先 福島県会津若松市大町二丁目十一

番二十三号トップレディビル二階 舟城法

律事務所

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

三重県松阪市嬉野矢下町五六六番地

東禪寺

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年五月十四日社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和八年七月九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

三重県北牟婁郡紀北町上里三五〇番地一

医療法人充仁会

清算人 林 丘

解散公告(第二回)

当公社は、令和八年七月二十三日、香川県知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

香川県さぬき市志度五三八五番地八

さぬき市土地開発公社

代表清算人 中村 修

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月三十日福岡地方裁判所飯塚支部の解散命令の確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

福岡県嘉麻市漆生七六四番地

宗教法人地藏院

清算人 弁護士 耕田 晃久

連絡先 福岡県飯塚市立岩一四三一一

耕田法律事務所

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十二月一日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

福岡県糟屋郡粕屋町若宮二丁目六番一〇号

医療法人むらつか耳鼻咽喉科クリニック

清算人 村塚 幸穂

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月十二日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

東京都小平市花小金井南町三丁目四〇番二号

医療法人社団三樹会

清算人 岩崎 真樹

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年五月二十五日開催の社員総会の決議並びに京都府知事の認可により、令和八年七月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

京都府木津川市山城町上粕東作道五番地一

医療法人社団柳沢診療所

清算人 柳澤 彌

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年七月三十日東京都知事認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

東京都港区芝浦三丁目九番一〇号

原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業組合

代表清算人 正村 弘三